

豊中市住まいの相談事業者登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が抱える住まいに関する様々な課題について、専門的知識を有する民間事業者を「住まいの相談事業者」（以下、「事業者」という。）として登録し、相談会等を通じて市民の相談に応じる体制を整備することにより、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

(事業者の役割)

第2条 事業者の役割は次に掲げるものとする。

- (1) リフォーム、老朽化対策、耐震、修繕等に関する相談
- (2) 不動産の相続手続き、遺産分割、相続登記、税務相談等に関する相談
- (3) 境界、騒音、越境、老朽建物等に関する相談
- (4) その他住まいに関する相談

2 前各号の活動は無償で行うものとする。

(登録要件)

第3条 事業者として登録を受けようとする者（以下、「登録希望者」という。）は、次の各号いずれにも該当し、かつ事業の趣旨を十分に理解したうえで、積極的に事業に参画する意思を有しなければならない。

- (1) 法人格を有し、豊中市内に事業所を有する団体であること
- (2) 申請日から遡って2年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関と、協働により、住まいに関する相談事業等を実施した実績を有すること
- (3) 第2条第1項各号の相談業務を遂行できる相談員を配置できること
- (4) 登録希望者が豊中市暴力団排除条例（平成25年4月1日条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと

(事業者登録の申請)

第4条 登録希望者が申請を行うときは、住まいの相談事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の概要及び定款
- (2) 事業計画書
- (3) 予算書
- (4) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関と協働した実績がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業者登録)

第5条 市長は、登録希望者から第4条の事業者登録申請があったときは、提出された書類を審査し、第3条の登録要件に該当すると認められる場合は、その者を事業者として登録し、住まいの相談事業者登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、第3条の登録要件に該当すると認められないときは、住まいの相談事業者不登録通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 事業者登録の有効期間は、登録の日から起算して5年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

(登録事項の変更)

第6条 事業者は、登録事項について変更が生じたときは、速やかに、住まいの相談事業者変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の住まいの相談事業者変更申請書には、第4条各号に掲げる書類のうち、変更が生じた書類を添付するものとする。

3 市長は、事業者から前2項の規程により提出された書類を審査し、適当と認められる場合は、その変更内容を登録し、住まいの相談事業者変更通知書(様式第5号)により通知するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規程により提出された書類を審査し、適当と認められない場合は、住まいの相談事業者変更不登録通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業計画書)

第7条 事業者は、登録の翌年度以降、当該年度における事業計画書を、市長が定める日までに提出しなければならない。

(報告の提出)

第8条 事業者は、前年度における事業の実施状況を記載した事業報告書(様式第7号)に決算書を添えて、5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者は、第2条第1項各号に掲げる相談の対応を行った場合は、次の各号に掲げる期間ごとに、その実施状況を記載した相談記録簿等を市長に提出しなければならない。

(1) 4月1日から6月30日までの分は、7月31日まで

(2) 7月1日から9月30日までの分は、10月31日まで

(3) 10月1日から12月31日までの分は、翌年1月31日まで

(4) 1月1日から3月31日までの分は、4月30日まで

3 事業者は、前項の規定にかかわらず、別途市長から事業実施内容に関する報告の求めがあった場合は、速やかに報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

(事業者登録の取消し)

第9条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1号又は第2号の登録要件を欠くとき
- (2) 不正な手段により事業登録を受けたことが判明したとき
- (3) その他市長が事業者として不相当と認める相当の理由があるとき

2 市長は、事業者が第3条第1項第3号の規定に違反するときは、事業者登録を取り消さなければならない。

3 市長は、前2項の規定により事業者登録を取り消すときは、住まいの相談事業者登録取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(事業者登録の廃止)

第10条 事業者は、事業者登録の廃止を希望するときは、廃止希望日の30日前までに住まいの相談事業者登録廃止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、事業の廃止に際し、未了の相談案件の取扱いについて、あらかじめ市長と協議しなければならない。

3 市長は、事業者から第1項の届出を受けたときは、住まいの相談事業者登録廃止通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 事業者は、事業の実施によって知り得た情報を相談者の同意なく、第三者に漏らしてはならないものとし、事業の取消し又は廃止後も同様とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。